

個人情報取扱いに関する基本方針と取扱方法

○個人情報取扱いに関する基本方針

小日向台町小学校父母と先生の会（以下「本会」という。）は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会において取得・保持する個人情報については個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）に則って運用管理を行い、かつ、その活動において個人情報の保護に努めるものとしします。

そして、本会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを以下に定めるとともに、本会において取得・保持する個人情報についてはその利用目的を明示して取得・保持し、その取扱方法については、適宜の方法で会員に周知します。

また、本会が取得・保持している個人情報について、当該個人から開示請求があった場合には本会において誠実に対応するとともに、その訂正・削除の要請があった場合も本会において適切に対応するものとしします。

○個人情報の取扱方法

（目的）

第1条 この個人情報取扱方法は、小日向台町小学校父母と先生の会（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

（指針）

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（周知）

第3条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

（利用目的）

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、管理等のための会員への連絡
- (2) 本会の事業に関するお知らせ、広報誌、総会及び運営委員会資料その他の報告文書等の作成及び本会の会員への送付
- (3) 本会役員・委員名簿等の作成
- (4) 卒業生名簿の作成及び小日向台町小学校同窓会への提供

(個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報については、本会の会員及び小日向台町小学校から会長宛に書面又は電磁的方法により提出された次の事項とする。

- (1) 会員の氏名、会員の監護する小日向台町小学校に在籍する児童の氏名・学年・組、兄弟の有無、所属町会
- (2) その他取得の必要性と利用目的を通知して取得した個人情報

(管理)

第6条 個人情報は、本会役員が適正に管理する。

2 不要となった個人データ（個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。）は、適正かつ速やかに廃棄する。

(保管)

第7条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

(第三者提供の制限)

第8条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者提供に係る記録の作成等)

第9条 個人データを第三者（第8条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供年月日
- (3) 提供する対象者の氏名
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

(秘密保持義務)

第10条 本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

(情報開示等)

第11条 本会は、本人から、個人データの開示、訂正、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第12条 本会役員及び会員は、個人データを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会会長に報告する。

(苦情の処理)

第13条 本会は、個人データの取扱いに関する問い合わせ及び苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

問い合わせ先：小日向台町小学校父母と先生の会宛て電子メール (pta@kohinata.jpn.org)

附則

本取扱方法は、平成30年4月1日より施行する。

なお、この取扱方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改定することができる。取扱方法を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。